

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果によって、緩やかに回復している。しかし、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まりや物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、依然として我が国の景気を下押しする懸念がある。

中小企業・小規模事業者については、コロナ禍以降、物価・金利・人件費の上昇のほか、構造的な人手不足に直面しており、積極的な設備投資やデジタル化、適切な価格設定・価格転嫁の推進により、労働生産性を向上させることが求められている。特に、小規模事業者は、中小企業と比べ、依然として厳しい経営環境に置かれており、事業規模や商圈に限られる中において、自社の強みや顧客ターゲットを明確化して付加価値の創出や差別化に取り組むなど、販路拡大や人材確保につなげていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や中小企業・小規模事業者の経営は厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について令和8年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を

65％に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月22日

江東区議会議長 釧 先 美 彦

東京都知事 宛て